

科学技術イノベーション総合戦略 (研究開発法人関係)

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

3. 重点的取組

(2) 大学、研究開発法人を国際的なイノベーション・ハブとして強化

①取組の内容

(中略)

- ・研究開発法人については、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）等を十分に踏まえた法人制度の改革が必要である。グローバルな競争環境の中で研究開発法人が優位性を発揮できるよう機能強化を図り、現制度の隘路を打開

(中略)

②主な施策

(中略)

- ・研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、①研究開発成果の最大化（ミッションの達成）を第一目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みにくい課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確に位置づけること、③国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会の設置（外国人任命も可能）、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方の見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする世界最高水準の新たな制度を創設

【文部科学省、内閣府、内閣官房】

- ・現行制度においても、運用上、改善が可能なものについて早急に見直し

【文部科学省、内閣府、内閣官房】

- －国際頭脳循環（ブレインサーキュレーション）を促進するため、人件費にかかる制約の緩和
- －一般競争入札にこだわらず、研究の実態にあわせた法人の契約・調達を可能とするため、研究の実態に即した調達基準の策定等
- －イノベーション創出促進に資する観点からの自己収入（寄附金収入分等）について、運営費交付金の削減対象からの除外の扱い
- －中期目標期間を超える予算繰り越しの柔軟化

(以下略)

日本再興戦略～JAPAN is BACK～（成長戦略）

（研究開発法人関係）

第Ⅱ． 3つのアクションプラン

一． 日本産業再興プラン

3． 科学技術イノベーション

④研究開発法人の機能強化

成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。

○世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設

- ・研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する（次期通常国会に法案提出を目指す）。

○具体的な改善事項への対応

- ・法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。

経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針） （研究開発法人関係）

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

1. 「日本再興戦略」の基本設計

- （1）生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン）

③科学技術イノベーションの促進等

「科学技術創造立国」の下、その力を復活させるため、総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、戦略分野にメリハリをつけて政策資源を投入することなど成長戦略の実現にとってカギとなる「科学技術イノベーション総合戦略」を着実に推進する。研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。研究開発を推進するとともに、その成果を実用化し、市場獲得につなげるため、知的財産戦略や標準化戦略を推進することにより、世界最高の「知的財産立国」を目指す。新たなIT戦略を精力的に推進し、規制改革の徹底と基盤整備を進め、世界最高水準のIT利活用社会の実現を図り、ITを活用した民主導のイノベーションを活性化する。

また、基礎研究を含めた科学技術イノベーションを担う人材の育成は、我が国の発展の礎であり、多様な場で活躍できる人材、独創的で優れた研究者の養成を進めることが必要である。このため、研究者のキャリアパスの整備、女性研究者の活躍の促進、次代を担う人材の育成などの取組を進める。

6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革

（1）行政改革等の推進

（特別会計改革、独立行政法人改革）

- ・独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。